

## 業務委託（請負）についてのご案内

本ご案内は、S O H O 及び個人請負をされる皆様への簡単なお説明となります。  
 （法人様については、通常の商取引です。）

（有）フルパワーから依頼する各種業務については、「業務委託」（請負）として発注致します。（基本的事項は「基本契約書」にて規定）  
 よって「雇用関係」が生じる、アルバイト・パート・契約社員・正社員ではありません。

### ＜雇用関係のある勤務と業務委託との違い。＞

	雇用関係のある場合	業務委託（請負）
社内規定や就業規則	就業規定や規則に従う	契約書や注文書にて決定
健康保険・厚生年金	有り（協会けんぽ 等）	無し（国民健康保険・年金）
労災保険	有り	無し（個人で保険等を契約）
雇用（失業）保険	有り	自営業であるため失業は無し
市民税控除	有り	各自で申告・支払い
所得税控除	有り	各自で確定申告を行なう
懲戒等の法的罰則	有り（懲戒解雇等の罰則）	契約書に基づく損害賠償
賠償責任	重大または故意を除いて無し	業務未完遂を含め賠償責任有
第三者への再委託	禁止	契約書および注文書に基づき可能
他社への就労及び登録	禁止	契約内容に抵触しない限り自由に活動可能。 （受託業務の勝手な破棄等は、損害賠償になる。）
業務遂行の為の工具・備品	会社にて準備	受託者が準備
報酬の支払い	給与（給料）として支払い。	契約及び注文に応じた支払 （請求書に基づく支払い）
指揮・命令	遵法なる業務命令は絶対順守 上司（会社）または顧客からの指示に従う	作業先担当者や技術支援会社からの指示・命令ではなく、あくまでも契約締結（発注）者からの指示に従う
報告の義務	有り	有り
休暇の取得	有給休暇・無給休暇共に社内規定または規則に従う	打診された案件の受託・拒否は自由の為、休暇は無し